

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令について

1. 概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）は、石油又は高圧ガスが大量に貯蔵され、又は取り扱われる区域を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

特別防災区域は、政令で指定することとされており（法第 2 条第 2 号）、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和 51 年政令第 192 号。以下「区域令」という。）で指定されている。

消防庁では、都道府県に対して特別防災区域の状況について毎年度調査を行い、特別防災区域の指定を変更する必要がある場合に区域令の改正を行っている。

今年度の調査の結果、田原地区及び阿南地区について区域の指定を解除するとともに、名古屋港臨海地区について区域の拡張を行う必要性が明らかになったことから、当該区域について所要の改正を行う。

- （１）基準日（その日における行政区画等をもって範囲を確定させる日）について
基準日を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 1 日に変更する。

（２）区域の変更等

現在の 地区番号	地区名	都道府県	改正内容
2 の 2 ～ 3 2	石狩地区～清水地区	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県	指定解除に伴う 地区番号の変更
3 3	田原地区	愛知県	指定解除
3 4	衣浦地区	愛知県	指定解除に伴う 地区番号の変更
3 5	名古屋港臨海地区	愛知県	拡張
3 6 ～ 5 5	四日市臨海地区～ 六連島地区	三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県	指定解除に伴う 地区番号の変更
5 6	阿南地区	徳島県	指定解除

- （３）石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）別表第 3 について
同表において、特別防災区域のうち広域共同防災組織を設置することができる区域を定めているが、本案により田原地区及び阿南地区について特別防災区域の指定が解除されることに伴い、同地区を同表から削除する等の改正を行う。

2. スケジュール

閣議 令和 7 年 11 月 18 日（火）
公布 令和 7 年 11 月 21 日（金）
施行 公布の日の翌日（令和 7 年 11 月 22 日（土））

3. 意見公募手続

本案は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項第4号に該当することから、意見公募手続は実施しない。